## 議案第31号

米原市水防協議会条例の一部を改正する条例について

米原市水防協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

## 提案理由

条例に引用する法律の条項の変更ならびに米原市水防協議会の委員の定数および構成を変更 するため、この案を提出するものである。

## 米原市水防協議会条例の一部を改正する条例

米原市水防協議会条例(平成17年米原市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第34条」に改める。

第2条第1項中「委員16人」を「委員10人以内」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 関係行政機関の職員
  - (2) 水防関係団体の代表者
  - (3) 学識経験者

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 米原市水防協議会条例新旧対照表(改正理由)

改正後	現行	改正理由
(設置)	(設置)	
第1条 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第34条</u> 第1項の規定	第1条 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第33条</u> 第1項の規定	・法律の改正による引用条項
に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議	に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議	の条ずれ
させるため、米原市水防協議会(以下「協議会」という。)を	させるため、米原市水防協議会(以下「協議会」という。)を	
置く。	置く。	
(組織)	(組織)	
第2条 協議会は、会長1人、 <u>委員10人以内</u> をもって組織す	第2条 協議会は、会長1人、 <u>委員16人</u> をもって組織する。	・委員の定数の変更
る。		
2 略	2 略	
3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。	3 委員は、水防関係団体の代表者、学識経験者および市職員	・委員の構成の変更
(1) 関係行政機関の職員	<u>のうちから会長が委嘱する。</u>	
(2) 水防関係団体の代表者		
(3) 学識経験者		